

令和 8 年 6 月 22 日

関係各位

神戸税関  
監視部・業務部

神戸税関監視部・業務部における各種手続きに係る担当部門等変更のお知らせ

平素から税関行政に対しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 7 月 1 日から、平日 17 時 15 分以降及び土日休日における担当部門・開庁時間等及び小口貨物に係る輸出入申告等の担当部門を変更いたします。

令和 8 年 7 月 1 日以降の開庁時間、担当部門等につきましては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

1. 平日 17:15 以降及び土日休日の輸出入申告等に係る担当部門及び開庁時間

担当事務	担当部門及び開庁時間	
○輸出入申告等	開庁時間	平日 17:15～19:00 土日休日 8:30～17:00
	部門名	業務部特別通関部門
	所在地	六甲アイランド出張所 1 階
	電話番号 (開庁時間外)	078-857-0782 (090-7755-8660)
	NACCS 申告用 コード	申告先官署：3A 部門コード：88 申告先種別コード：T

※執務時間外の保税関係事務については、「4. 保税関係事務の担当部門及び開庁時間」を確認のうえ、担当部門にご連絡ください。

2. 小口貨物に係る輸出入申告等担当部門

担当事務	担当部門	
○神戸港における小口貨物の輸出入申告等※	部門名	業務部特別通関部門
	電話番号	078-857-0782
	NACCS 申告用 コード	申告先官署：3A 部門コード：88 申告先種別コード：T

※ 小口貨物：SP 貨物及び通販貨物

### 3. 特別通関部門宛に行う輸出入申告等に係る留意点

- ・ 日をまたぐ処理となる輸出入申告等については、特別通関部門が引き続き対応します。
- ・ 検査・貨物確認を行う必要がある場合は、原則として、平日の開庁時間内に六甲アイランド出張所又はコンテナ検査センターで行います。
- ・ 許可後に書面で提出すべきものがある場合は、特別通関部門又は本関業務部通関総括第1部門にご提出下さい。
- ・ 原産地証明書の貨物を分割して輸入する場合の通関数量の確認手続き（汎用申請）は特別通関部門宛に行ってください。
- ・ 特別通関部門に行った輸入許可前引取申告の期間延長については、引き続き特別通関部門にご連絡ください。
- ・ 輸出入申告等に係る開庁時間外の事務の執行を求める場合は、事前に特別通関部門に連絡の上、届出先税関官署コードを『3A』、申告先部門コードを『88』として時間外執務要請届（OSA）業務による申請をしてください。なお、OSA 業務ができない時間帯に開庁時間外の事務の執行を求める届出を提出する場合は、事前に特別通関部門に連絡の上、指示に従ってご対応いただきますようお願いいたします。

### 4. 保税関係事務の担当部門及び開庁時間

担当事務	担当部門及び開庁時間	
○保税運送承認 ○事故貨物の解除	開庁時間	平日 8:30~17:15
	部門名	監視部保税取締部門
	電話番号 (開庁時間外)	保税取締第1部門：078-303-3552 (090-7750-4174) 保税取締第2部門：078-857-0743 (090-4764-1243)
○コンテナリスト 通関	開庁時間	平日 8:30~17:15
	部門名	① 監視部保税取締部門（平日 8:30~17:15） ② 監視部取締部門（平日 17:15 以降及び土日休日）
	電話番号	① 保税取締第1部門：078-303-3552 保税取締第2部門：078-857-0743 ② 監視部取締部門：078-333-3048

### 5. 保税関係事務に係る留意点

- ・ 平日 17:15 以降及び土日休日に上記 4. の事務手続きが必要な場合はあらかじめ開庁時間内にご連絡ください。
- ・ 開庁時間外の事務の執行を求める場合は、事前に担当部門に連絡の上、NACCS 申請の場合には届出先税関官署コードを『3A』として時間外執務要請届（OSA）業務による申請をしてください。なお、OSA 業務ができない時間帯又は書面で開庁時間外の事務の執行を求

める届出を提出する場合は、事前に担当部門に連絡の上、指示に従ってご対応いただきますようお願いいたします。

- ・ 平日 17:15 以降及び土日休日の事故貨物の解除については、業務部特別通関部門での輸出入申告の許可等に必要な場合に限り対応し、その他は翌開庁日に対応します。

(参考添付)

「神戸税関監視部・業務部における開庁時間等の変更について（お知らせ）」(令和 8 年 5 月 18 日付)

「輸出入申告の提出先部門等一覧」

令和 8 年 5 月 28 日

関係各位

神戸税関  
監視部・業務部

神戸税関監視部・業務部における開庁時間等の変更について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素から税関行政に対しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、神戸税関では、近年の行政需要の変化を踏まえ、関税法（以下「法」という。）第 19 条の規定に基づく開庁時間を、次の表に掲げる許可・承認等の区分について、令和 8 年 7 月 1 日から下記のとおり変更することとしましたので、お知らせいたします。

なお、開庁時間外の各種手続きにつきましては、従来通り、「開庁時間外の事務の執行を求める届出」を提出していただくことにより対応いたします。

また、一部時間帯における対応窓口の場所及び業務内容を変更いたしますのでご注意ください。

記

現行		令和 8 年 7 月 1 日以降		
許可・承認等の区分	開庁時間		許可・承認等の区分	開庁時間
(蔵入・移入承認) ・法第 4 3 条の 3 第 1 項 (法第 6 1 条の 4 において準用する場合を含む。)の承認 (展示等申告) ・法第 6 2 条の 3 第 1 項の承認 (総保入承認) ・法第 6 2 条の 1 0 の承認 (保税運送承認) ・法第 6 3 条第 1 項の承認 (輸出入の許可) ・法第 6 7 条 (法第 7 5 条において準用する場合を含む。)の許可 (別送品を除く。) (許可前引取承認) ・法第 7 3 条第 1 項の承認	【平 日】 08:30~21:00 【土日休日】 08:30~17:00	業務部 <u>(※1)</u>	・法第 4 3 条の 3 第 1 項 (法第 6 1 条の 4 において準用する場合を含む。)の承認 ・法第 6 2 条の 3 第 1 項の承認 ・法第 6 2 条の 1 0 の承認 ・法第 6 7 条 (法第 7 5 条において準用する場合を含む。)の許可 (別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。) ・法第 7 3 条第 1 項の承認	【平 日】 08:30~19:00 【土日休日】 08:30~17:00
		監視部	・法第 6 3 条第 1 項の承認 ・法第 6 7 条 (法第 7 5 条において準用する場合を含む。)の許可 (コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。)	【平 日】 08:30~17:15

(※1) 平日 17 時 15 分から 19 時及び土日休日の業務部の対応窓口は、六甲アイランド出張所 1 階に新設する業務部特別通関部門となります。(場所は別紙参照)

(※2) 各種手続きに係る担当部門及び連絡先は、後日改めてご案内いたします。

【問合せ先】

監視部管理課：078-333-3044

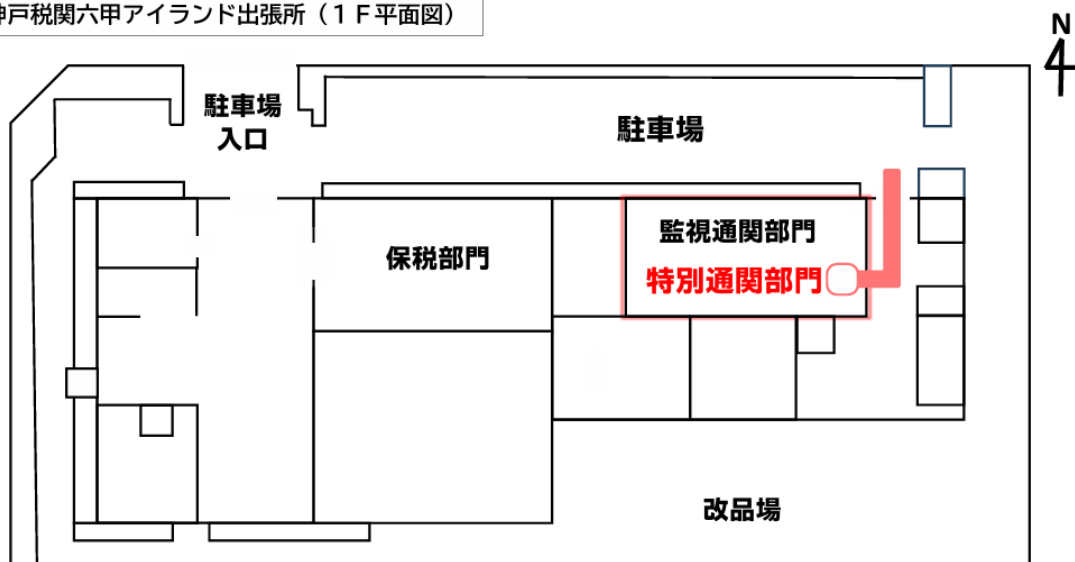
業務部管理課：078-333-3084

【業務部特別通関部門設置場所】

場所：神戸税関六甲アイランド出張所 1階

住所：神戸市東灘区向洋町西1丁目

神戸税関六甲アイランド出張所（1F平面図）



## 輸出入申告の提出先部門等一覧

(本関及び本関出張所：令和8年7月1日～)

官署	提出部門	部門コード (システム設定)	区分	代表統番 (税番)
本 関	通関総括第2部門	00	輸 出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～第4部第24類、9801、9901～9904、9906、9909～9922、9930、9955、9981
	通関第2部門	02		第5部第25類～第7部第40類、9802、9907、9923、9931～9938、9956～9958、9982
	通関第3部門	03		第8部第41類～第15部第83類、9803、9905、9908、9924～9929、9939～9952、9959～9963、9983
	通関第4部門	04		第16部第84類～第21部第97類、9804、9953～9954、9984、フ <sup>ラ</sup> ント扱い貨物
	特別通関部門	88		全品目（執務時間外に申告するものに限る。） <u>小口貨物（通販貨物及びSP貨物）</u>
	収納課	05	輸 入	定率法第16条
六甲アイランド <sup>＊</sup>	通関総括第2部門	00	輸 出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～第4部第24類、9801、9901～9904、9906、9909～9922、9930、9955、9981
	通関第2部門	02		第5部第25類～第7部第40類、9802、9907、9923、9931～9938、9956～9958、9982
	通関第3部門	03		第8部第41類～第15部第83類、9803、9905、9908、9924～9929、9939～9952、9959～9963、9983
	通関第4部門	04		第16部第84類～第21部第97類、9804、9953～9954、9984、フ <sup>ラ</sup> ント扱い貨物
	通関第5部門	05		マニュアル申告
	収納課	20	輸 入	定率法第16条
ポートアイランド <sup>＊</sup>	通関総括第2部門	00	輸 出	定率法第20条
	通関第1部門	01	輸出入	第1部第1類～第4部第24類、9801、9901～9904、9906、9909～9922、9930、9955、9981
	通関第2部門	02		第5部第25類～第7部第40類、9802、9907、9923、9931～9938、9956～9958、9982
	通関第3部門	03		第8部第41類～第15部第83類、9803、9905、9908、9924～9929、9939～9952、9959～9963、9983
	通関第4部門	04		第16部第84類～第21部第97類、9804、9953～9954、9984、フ <sup>ラ</sup> ント扱い貨物
	通関第5部門	05		マニュアル申告
	収納課	20	輸 入	定率法第16条

- (注) 1. 第98類とは、定率法第14条第18号(1万円以下のもの)をシステム処理するためのシステム用HSコードである。  
2. 第99類とは、少額輸入貨物(課税価格の合計が20万円以下)をシステム処理するためのシステム用HSコードである。  
3. 下線部分が変更・追記箇所を表わす。